

令和元年

## 上尾市議会 1 2 月定例会議案

### 情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 5 2 号	平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算（第 6 号）……………別冊	
議案第 5 3 号	平成 3 1 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）……………別冊	
議案第 5 4 号	平成 3 1 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………別冊	
議案第 5 5 号	平成 3 1 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 1 号） ……………別冊	
議案第 5 6 号	平成 3 1 年度上尾市公共下水道事業会計補正予算（ 第 2 号）……………別冊	
議案第 5 7 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1
議案第 5 8 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	9
議案第 5 9 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市技能労務 職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について……………	1 1
議案第 6 0 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について ……………	1 3
議案第 6 1 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 9
議案第 6 2 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制 定について……………	2 0
議案第 6 3 号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定 について……………	2 1
議案第 6 4 号	上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の 制定について……………	2 3
議案第 6 5 号	上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例の制定 について……………	2 5
議案第 6 6 号	上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定	

	について……………	2 6
議案第 6 7 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2 7
議案第 6 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 3
議案第 6 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 4
議案第 7 0 号	町の区域を新たに画し、及び変更することについて……	3 5
議案第 7 1 号	監査委員の選任について……………	4 7
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	4 8
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	4 9
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	5 0

議案第 57 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例 (昭和 30 年上尾市条例第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 16 条の 5 第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	231,500	262,700	291,600	300,500	329,700	359,200
	2	147,200	233,100	265,000	293,900	303,100	332,200	362,300
	3	148,400	234,600	267,300	296,200	305,700	334,700	365,400
	4	149,500	236,200	269,600	298,500	308,300	337,200	368,500
	5	150,600	237,600	271,700	300,800	310,900	339,500	371,600
	6	151,700	239,300	274,000	303,100	313,500	342,000	374,700
	7	152,800	240,800	276,300	305,400	316,100	344,500	377,800
	8	153,900	242,400	278,600	307,700	318,700	347,000	380,900
	9	154,900	243,500	280,700	310,000	321,300	349,300	384,000

## 再任用職員以外の職員

10	156,300	245,000	283,000	312,300	323,900	351,800	387,100
11	157,600	246,600	285,300	314,600	326,500	354,300	390,200
12	158,900	247,900	287,600	316,900	329,100	356,800	393,300
13	160,100	249,400	289,700	319,200	331,700	359,100	396,400
14	161,600	250,800	291,900	321,400	334,300	361,600	399,500
15	163,100	252,100	294,000	323,700	336,900	364,100	402,600
16	164,700	253,500	296,000	325,900	339,500	366,600	405,700
17	165,900	255,000	297,900	328,100	342,100	368,900	408,800
18	167,400	256,500	300,000	330,100	344,700	371,400	411,900
19	168,900	258,200	302,200	332,300	347,300	373,900	415,000
20	170,400	260,000	304,200	334,500	349,900	376,400	418,100
21	171,700	261,600	306,100	336,400	352,500	378,700	421,200
22	174,400	263,300	308,400	338,600	355,100	381,200	424,300
23	177,000	264,900	310,600	340,600	357,700	383,700	427,400
24	179,600	266,500	312,900	342,800	360,300	386,200	430,500
25	182,200	268,400	315,000	344,600	362,900	388,500	433,600
26	183,900	270,200	317,100	346,600	365,500	391,000	436,700
27	185,500	271,900	319,300	348,600	367,900	393,500	439,800
28	187,200	273,600	321,400	350,600	370,500	396,000	442,900
29	188,700	275,300	323,300	352,300	372,400	398,300	446,000
30	190,400	277,000	325,300	354,300	374,900	400,800	449,100
31	192,200	278,800	327,300	356,100	377,200	403,300	452,200
32	193,900	280,300	329,300	358,000	379,700	405,800	455,300
33	195,500	281,800	331,000	359,900	382,100	408,100	458,400
34	197,300	283,700	333,100	361,800	384,800	410,500	461,500
35	199,100	285,500	335,100	363,800	387,400	413,000	464,500
36	200,900	287,400	337,200	365,700	390,100	415,400	467,500
37	202,400	289,000	338,600	367,700	392,500	417,300	470,500
38	204,200	290,700	340,500	369,600	394,800	419,600	473,500
39	206,000	292,500	342,400	371,600	397,000	421,700	476,500

40	207,800	294,300	344,300	373,600	399,400	423,900	479,600
41	209,400	295,800	345,900	375,100	401,200	425,900	482,300
42	211,200	297,500	347,800	376,900	403,200	428,000	485,400
43	213,000	299,000	349,700	378,700	405,100	430,100	488,400
44	214,800	300,600	351,500	380,300	406,900	432,200	491,500
45	216,200	302,200	353,400	382,100	408,800	433,900	494,200
46	218,000	303,900	355,200	383,500	410,600	435,700	496,500
47	219,700	305,500	357,000	385,000	412,400	437,700	498,800
48	221,500	307,200	358,700	386,600	414,300	439,700	501,100
49	223,200	308,100	360,100	388,000	416,100	441,600	503,200
50	224,900	309,600	361,400	389,200	417,600	443,400	504,600
51	226,500	311,100	362,800	390,400	419,100	445,200	506,100
52	228,100	312,700	364,200	391,500	420,700	446,900	507,500
53	229,500	314,300	365,500	392,600	422,300	448,700	508,700
54	231,200	315,900	366,400	393,800	423,600	450,200	
55	232,800	317,500	367,500	395,000	424,900	451,600	
56	234,400	319,000	368,600	396,100	426,100	453,100	
57	235,400	320,500	369,400	396,800	427,300	454,500	
58	236,900	321,700	370,300	397,500	428,600	455,800	
59	238,300	322,900	371,200	398,200	429,900	457,100	
60	239,500	324,100	372,100	398,900	431,100	458,300	
61	240,700	324,800	373,000	399,500	432,300	459,300	
62	241,900	325,700	373,800	400,100	433,100	460,000	
63	242,900	326,500	374,600	400,600	433,900	460,800	
64	244,100	327,300	375,400	401,000	434,700	461,500	
65	245,400	328,200	376,100	401,400	435,300	462,200	
66	246,400	328,600	376,800	401,700	436,000	463,000	
67	247,600	329,300	377,500	402,000	436,700	463,700	
68	248,900	330,100	378,200	402,300	437,400	464,300	
69	249,800	330,900	378,700	402,600	438,200	464,800	

70	251,100	331,600	379,300	402,900	439,000	465,400	
71	252,300	332,300	379,900	403,200	439,400	466,000	
72	253,600	333,000	380,600	403,500	440,100	466,600	
73	255,000	333,500	381,000	403,800	440,600	467,100	
74	256,400	334,100	381,700	404,100	441,000		
75	257,600	334,600	382,300	404,400	441,400		
76	258,800	335,200	382,900	404,700	441,800		
77	260,000	335,500	383,300	405,000	442,200		
78	261,200	336,000	383,900	405,300	442,600		
79	262,500	336,400	384,500	405,600	443,000		
80	263,600	336,900	385,100	405,900	443,300		
81	264,700	337,300	385,500	406,100	443,600		
82	265,800	337,800	386,000	406,400	444,000		
83	267,100	338,300	386,500	406,700	444,300		
84	268,400	338,800	387,100	407,000	444,600		
85	269,400	339,100	387,400	407,200	444,900		
86	270,500	339,500	387,800	407,500			
87	271,800	340,000	388,200	407,800			
88	273,100	340,400	388,600	408,000			
89	274,000	340,700	388,900	408,200			
90	275,000	341,100	389,200	408,500			
91	275,900	341,600	389,500	408,800			
92	277,000	342,000	389,800	409,000			
93	278,100	342,200	390,000	409,200			
94		342,600	390,300	409,500			
95		343,100	390,600	409,800			
96		343,500	390,800	410,000			
97		343,700	391,000	410,200			
98		344,100	391,300				
99		344,500	391,600				

	100		344,800	391,800				
	101		345,100	392,000				
	102		345,500	392,300				
	103		345,900	392,600				
	104		346,300	392,800				
	105		346,800	393,000				
	106		347,200					
	107		347,600					
	108		348,000					
	109		348,500					
	110		348,900					
	111		349,200					
	112		349,500					
	113		350,000					
再任用職員		215,200	255,200	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「家賃」を「月額1万6,000円を超える家賃」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「1万7,500円を超え2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万1,500円」を「1万6,000円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に、「1万1,500円」を「1万1,000円」に改め、同号を同項第2号とする。

第16条の5第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年上尾市条例第3号)の一部を次のように改正する。



第7条第1項の表1の項中「374,000」を「375,000」に改める。

第8条第1項の表給料月額（円）の項中「170,100」を「171,700」に改める。

第10条第4項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第16条の5第2項第1号の規定及び改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例

第9条の3の規定により住居手当を支給された職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和4年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例第9条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）の住居手当を支給する。

- (1) 第2条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例第9条の3第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 第2条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例第9条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額が旧手当額に達しないこととなる職員

（市規則への委任）

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部改正）

7 次に掲げる条例の規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

- (1) 上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年上尾市条例第4号）附則第2項及び附則第3項
- (2) 上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年上尾市条例第8号）附則第5項の前の見出し及び附則第6項

## 提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行いたいので、この案を提出する。

議案第 58 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の222.5」を「100分の  
227.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）  
第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44  
年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5  
号）第5条第2項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の227.5」を「100分の  
225」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2  
項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2  
年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上  
尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教  
育長の給与等に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上

尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出する。

議案第 59 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和 30 年上尾市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 16 条の 3 第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 16 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 16 条の 5 第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 17 条第 6 項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の」に改める。

(上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 45 年上尾市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条及び第 12 条中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 令和元年12月14日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例第16条の2第1項及び第4項、第16条の3第2号（同条例第16条の5第4項及び第17条第7項において準用する場合を含む。）、第16条の5第1項並びに第17条第6項並びに第2条の規定による改正後の上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、同法を引用している規定を改正する必要があるので、この案を提出する。

議案第 60 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 30 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に、「125 万円」を「135 万円」に改め、同条第 2 項中「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加える。

第 33 条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である」を加える。

第 33 条の 6 中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第 36 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者が、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において公的年金等（同法



第203条の3第7号に規定する確定給付企業年金等及び同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「同項に規定する」に、「最初に同項に規定する」を「最初に」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に改める。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする事由が法第323条に規定する天災その他特別の事情があることである場合にあっては、納期限の経過後市長の定める日までの間、申請書を提出することができるものとする。

第51条第3項中「によって」を「により」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする事由が法第367条に規定する天災その他特別の事情があることである場合にあっては、納期限の経過後市長の定める日までの間、申請書を提出することができるものとする。

第71条第3項中「によって」を「により」に改める。

第89条第2項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする事由が法第463条の23に規定する天災その他特別の事情があることである場合にあっては、納期限の経過後市長の定める日までの間、申請書を提出することができるものとする。

第131条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする事由が法第605条の2に規定する天災

その他特別の事情があることである場合にあっては、納期限の経過後市長の定める日までの間、申請書を提出することができるものとする。

第131条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「令和15年度」に、「平成31年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第10条の2第1項から第3項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第6項及び第12項から第23項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同条第24項から第27項までの規定中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）、第12条の2、第13条（見出しを含む。）及び第13条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条の5（見出しを含む。）、第16条の6、第16条の7（見出しを含む。）、第16条の9並びに第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第51条第2項及び第3項並びに第71条第2項及び第3項の改正規

定、第 8 9 条第 2 項にただし書を加える改正規定並びに第 1 3 1 条の 3 第 2 項及び第 3 項の改正規定並びに附則第 6 条、第 8 条第 1 項、第 1 0 条の 2、第 1 1 条の見出し、第 1 1 条の 2、第 1 2 条（見出しを含む。）、第 1 2 条の 2、第 1 3 条（見出しを含む。）、第 1 3 条の 3、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条の 5（見出しを含む。）、第 1 6 条の 6、第 1 6 条の 7（見出しを含む。）、第 1 6 条の 9、第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条第 2 項並びに第 2 3 条の改正規定並びに附則第 3 条から第 5 条までの規定 公布の日

(2) 第 2 4 条、第 3 3 条の 2 及び第 3 3 条の 6 の改正規定並びに附則第 5 条の改正規定並びに次条第 5 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日

（経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 1 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 2 第 6 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、施行日前に当該申告書を提出した場合及び施行日以後に平成 3 1 年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき上尾市税条例第 3 6 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

5 前条第2号に掲げる改正規定による改正後の上尾市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(上尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 上尾市税条例等の一部を改正する条例(平成27年上尾市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第14項の表中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第4条 上尾市税条例等の一部を改正する条例(平成30年上尾市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

第5条 上尾市税条例等の一部を改正する条例(平成30年上尾市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第5号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第6号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

## 提案理由

地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、個人市民税に関し、非課税要件を改めるとともに、新たに基礎控除等の適用に所得制限を設けたいので、この案を提出する。

## 議案第 6 1 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 1 9 条中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 1 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方税法施行令に規定されている賦課限度額を踏まえ、本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げたいので、この案を提出する。

## 議案第 6 2 号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成 2 8 年上尾市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同表 4 の項中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、「金額」の次に「。ただし、新たに追加される建築物については、2 の項の手数料の金額の欄に定める額とする。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正を踏まえ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の計算単位を改めたので、この案を提出する。

議案第 6 3 号

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例

上尾市立学校設置条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止）

第 2 条 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年上尾市条例第 1 2 号）は、廃止する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第 3 条 この条例の施行前に上尾市立幼稚園で受けた子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項若しくは第 2 8 条第 1 項第 1 号の規定による特定教育・保育（教育に限る。）又は同項第 3 号の規定による特別利用教育に対する利用者負担額の徴収については、なお従前の例による。

（上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第 4 条 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。



## 提案理由

上尾市立平方幼稚園の園児数の減少及び市内民間幼稚園・認定子ども園の配置状況等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 6 4 号

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例

上尾市平塚サッカー場条例（平成 1 7 年上尾市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「午後 5 時（日没の時刻が、午後 5 時前であるときは、当該日没の時刻）」を「午後 9 時」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 9 条中「の施設」を削る。

第 1 1 条中「当該利用に係る施設等」を「平塚サッカー場」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

利用区分／利用単位			使用料の額				
			午前 1	午前 2	午後	夜間 1	夜間 2
サ ッ カ ー 場	一般・ 学生	全面	7,200 円	7,200 円	7,200 円	4,800 円	4,800 円
		半面	3,600 円	3,600 円	3,600 円	2,400 円	2,400 円
	児童・ 生徒	全面	3,600 円	3,600 円	3,600 円	2,400 円	2,400 円
		半面	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,200 円	1,200 円
夜 間 照 明 設 備	全点灯		1 時間につき 1, 6 0 0 円				
	1 / 2 点灯		1 時間につき 8 0 0 円				

別表備考第 1 号中「をいう」を「を、夜間 1 とは午後 5 時から午後 7 時までを、夜間 2 とは午後 7 時から午後 9 時までをいう」に改め、同表備考第 3 号中「。以下同じ」を削り、「使用料は」を「使用料の額は」に改め、「施設の」を削り、同表備考第 4 号中「利用者」を「利用権利者」に、「使用料は」を「使用料の額は」に改め、「施設の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市平塚サッカー場条例の規定は、令和2年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の利用について適用し、同日前の上尾市平塚サッカー場の利用については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市平塚サッカー場の改修に伴い、利用時間、使用料の額等を改めた  
いので、この案を提出する。

議案第 6 5 号

上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例  
上尾市自然学習館条例（平成 1 1 年上尾市条例第 2 8 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表に次のように加える。

和室	1 5 0 円	2 0 0 円	1 5 0 円
----	---------	---------	---------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市自然学習館条例別表の規定は、令和 2 年  
4 月 1 日以後の和室の利用から適用する。

提案理由

上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、上尾市自  
然学習館の和室の使用料を新たに設定したいので、この案を提出する。

議案第 66 号

上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例  
上尾市建築審査会条例（昭和 62 年上尾市条例第 22 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第 2 条中「7 人」を「5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市建築審査会委員の定数を変更したいので、この案を提出する。

## 議案第 67 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 31 年度上尾市一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠 山 稔

## 提案理由

令和元年台風第 19 号により土砂等が流入した平方土地改良区の農地について、その復旧工事に早期に着手するため、当該工事の調査設計費を計上した平成 31 年度上尾市一般会計補正予算（第 5 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和元年 11 月 27 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専決処分書

平成31年度上尾市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月27日

上尾市長 島山 稔

平成31年度上尾市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,440,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		612,198	14,850	627,048
	1 繰越金	612,198	14,850	627,048
歳入	計	66,425,238	14,850	66,440,088

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
12 災害復旧費		0	14,850	14,850
	1 農林水産業施設災害復旧費	0	14,850	14,850
歳出	計	66,425,238	14,850	66,440,088

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	612,198	14,850	627,048
歳入 合計	66,425,238	14,850	66,440,088

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	
12 災害復旧費	0	14,850	14,850	0	0	0	14,850
歳出 合計	66,425,238	14,850	66,440,088	0	0	0	14,850

2 歳 入

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説	補正額 (累計)
				区	分		
1 繰越金	612,198	14,850	627,048	1繰越金	14,850	繰越金	14,850 (627,048)
計	612,198	14,850	627,048				

3 歳 出

(款) 12 災害復旧費 (項) 1 農林水産業施設災害復旧費

単位：千円

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節・説明	補正額 (累計)
		特定財源		その他		
		国県支出金	地方債			
1 農地農業用施設 災害復旧費	14,850 (0)	0	0	0	14,850 13委託料 農地農業用施設災害復旧工事調査設計委託料	14,850 14,850 (14,850)
計	14,850 (0)	0	0	0	14,850	14,850 14,850 (14,850)

議案第 68 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上尾市児童館アッピーランド

2 指定管理者となる団体

東京都国分寺市光町二丁目 5 番地 1

株式会社こどもの森

代表取締役 久 芳 敬 裕

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由

上尾市児童館アッピーランドの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 69 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
上尾市児童館こどもの城
- 2 指定管理者となる団体  
上尾市大字菅谷 16 番地  
公益財団法人上尾市地域振興公社  
理事長 畠山 稔
- 3 指定の期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由

上尾市児童館こどもの城の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 70 号

町の区域を新たに画し、及び変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、上尾市内の町の区域を別紙変更調書 1 及び変更調書 2 のとおり新たに画し、及び変更するものとする。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の施行により現行の字界では行政執行上及び土地の維持管理上支障が生じるため、当該事業の施行区域及びその周辺区域について、町の区域を新たに画し、及び変更することとしたいので、この案を提出する。

## 耆丁目東を画する区域

大字耆丁目字新田前124の1、125の1、126の1、126の3、  
127の1、127の2の一部、127の3、127の6、127の7、1  
28の1、128の5、128の6、129の1、129の4、130の2、  
130の3、135の2、136の2、137の2、139の5、大字耆丁  
目字東原141の1、141の2、142の1、142の1の1の2、14  
2の1の2、142の2、142の5、142の7、142の15、143  
の2、143の3、145、146、147の1から147の4まで、14  
8の1、148の2、149から157まで、158の1から158の6ま  
で、159、160の1から160の4まで、161の1、161の2、1  
62、163の1から163の3まで、164の1、164の2、165、  
166の1から166の7まで、167の1から167の6まで、168、  
169の1、169の2、170、171の1から171の3まで、172、  
173の1、173の3から173の5まで、173の7から173の16  
まで、174、175の1、175の2、176から178まで、179の  
2、179の20から179の28まで、180の1から180の5まで、  
182の2、182の3、182の10から182の12まで、183の1、  
183の5、183の7、183の9、183の11、183の13、18  
3の15、183の17から183の26まで、183の28、183の2  
9、184の4から184の6まで、184の40から184の42まで、  
184の45、184の46、185の1、185の2、186の1、18  
6の3、188の1、188の4、188の6、188の60から188の  
62まで、189の1、189の2、190、191の1、191の2、1  
92、193の1、193の2、大字耆丁目字中194の1、194の2、  
194の4から194の7まで、196の3、196の4、196の9から  
196の12まで、197の1、197の2、197の5から197の13  
まで、198の2、198の3、198の4の一部、198の5、198の  
10の一部、198の11、198の12、198の13の一部、198の

14、大字壺丁目字宮前425の1から425の8まで、425の9の一部、425の11から425の13まで、426の1の一部、426の2、426の5から426の15まで、427の1、428、429、430の1から430の6まで、431の1、431の15、431の22から431の28まで、431の34、431の51から431の54まで、432の2から432の4まで、433の1から433の5まで、434の1から434の4まで、435の2、438の1、438の2、439の1から439の7まで、440の2、441の1から441の3まで、441の5、441の7から441の9まで、441の21から441の23まで、442の1から442の9まで、443の1から443の6まで、444の1から444の5まで、445の1から445の3までの各一部、446の12の一部、446の13の一部、447の1、447の12の一部、448の1から448の3までの各一部、449の一部、450の一部、451の6の一部、大字向山字新田530の一部、531の1の一部、535の1から535の4までの各一部、536の1の一部、536の2から536の12まで、537の1から537の8まで、538の一部、539の5から539の7までの各一部、539の15から539の20までの各一部、549の2の一部、549の13の一部、549の15、549の50、557の9、557の10の一部、558の1の一部、大字大谷本郷字北久保692の1、693の2の一部、693の3の一部、693の6の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

#### 壺丁目西を画する区域

大字壺丁目字中200の3の一部、201の1、201の2、201の5、201の13から201の18まで、201の19の一部、201の20、201の21、217の1の一部、217の4の一部、大字壺丁目字愛宕前267の3の一部、268の一部、269の1の一部、269の2、269の3、269の4から269の6までの各一部、269の7から269の9まで、270の18の一部、271から273までの各一部、274から278まで、279の1の一部、279の2の一部、280、281の1、281の2、282の1、282の2、283の1、283の2、284の1、



284の2、285の1、285の2、286の1、286の2、287の1から287の5まで、288、289、290の1、290の2の一部、290の3から290の5まで、291、292の1、292の2、293、294、295の1、295の2、296の1、296の2、297、298の1、298の2、299の1、299の2、300の2、300の3、300の4の一部、300の5、300の7から300の9まで、300の22、300の23、300の33、300の37、300の38、301の1の一部、301の3の一部、302の1から302の4まで、302の6、302の7、303の1、303の2、303の4から303の9まで、304の1から304の7まで、305の2から305の9まで、305の11、305の12、305の14から305の20まで、307の1、307の3、308の1から308の11まで、309の1から309の4まで、310の1、310の2、311、312の1から312の3まで、313、314の1から314の3まで、315の1から315の10まで、316、317の1、317の2、318の1から318の3まで、319の1、320の1、321の1、322の4、322の5、323の1、324の1から324の4まで、325の1、325の2、326の1、326の2、327の1から327の8まで、328の1、328の2、328の5、328の6、339の3、大字小敷谷字木戸48の一部、75の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

#### 耆丁目南を画する区域

大字耆丁目字新田前54の1、54の8、54の10から54の20まで、57の1、57の4から57の8まで、58の1、58の2、58の4から58の10まで、59の1、59の4、60の4、61、62の1、62の2、63から65まで、66の1、66の2、67から78まで、78の2、79の3から79の15まで、80から84まで、85の1、86の1、86の2、86の28、86の35、86の36、86の38、87の1、88の1、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の4、92の1、92の10から92の18まで、93、94の1から94の12まで、95の1、95の2、97の1、97の2、98の1、98の2、9

9の1から99の5まで、100の1から100の6まで、101の1から101の3まで、102から104まで、105の1から105の7まで、106、107、108の1から108の17まで、109の1から109の14まで、110の1から110の3まで、111から114まで、115の1、115の3、116の1、116の3、117の1、117の3、127の2の一部、127の5、132の1、133の1、133の3から133の6まで、134の1、134の3、137の3、138の1、138の3から138の6まで、大字壺丁目字中200の1、200の3の一部、201の19の一部、203の1、203の3から203の18まで、204の1、205の1、206の1、207の1、208、209の1、209の2、210、211の10、212の10、213の1の1、213の1の2、213の2から213の5まで、214の1、214の2、215の1、215の2、216の1、216の7、216の17、217の1の一部、217の4の一部、217の5、218から222まで、223の12、224の13、225の1、225の2、226から228まで、229の1から229の4まで、230の1から230の8まで、231から233まで、234の1、234の2、235、236の1から236の5まで、237から240まで、241の1、241の2、242の1、242の2、243の1から243の7まで、244、245の1、245の2、246、247の1から247の3まで、248から253まで、254の1、254の2、254の4から254の8まで、255の1、255の7から255の13まで、257の9、258の1、259、260の2、260の4から260の7まで、260の11、260の19から260の22まで、261の2、261の3、大字壺丁目字愛宕前262の1から262の3まで、263の1の一部、263の2、264の2、265の2、265の7、266の7、266の9、266の19から266の23まで、266の30、267の1、267の2、267の3の一部、268の一部、269の1の一部、269の4から269の6までの各一部、270の10、270の18の一部、271の一部、272の一部、279の1の一部、279の2の一部、279の3、281の3、282の3、283の3、大字小敷谷字木戸1の41の一部、大字地頭方字三ツ塚407の1、407の3、

407の5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

壺丁目北を画する区域

大字壺丁目字中198の4の一部、198の10の一部、198の13の一部、大字壺丁目字愛宕前330の2、330の4、330の6、330の7、330の9、330の10、330の14、330の16、330の17、332の1、333の1から333の3まで、333の7、333の8、333の10から333の14まで、333の18から333の20まで、334の1から334の4まで、335の1、336の1、337の1から337の10まで、338の1、339の1、339の4から339の8まで、340の1から340の9まで、341の1から341の3まで、342の1から342の13まで、344の1、345の1、346の1から346の3まで、346の6から346の12まで、346の15から346の19まで、346の21、346の28から346の35まで、346の48、347の1、大字壺丁目字宮前402の15、402の23、402の26、402の30、403の1、403の2、403の11から403の15まで、403の23から403の26まで、405の1から405の4まで、406の1、406の10、406の14、407の1から407の3まで、408の1、408の3、410の9、413の3、413の4、413の10から413の12まで、413の30、413の36、413の37、413の54から413の59まで、415の1から415の3まで、416、417の1から417の9まで、418の1から418の4まで、419の1から419の4まで、420の1、420の5から420の12まで、420の14、421の1、421の4から421の7まで、422の2、422の4、422の6、422の16から422の18まで、423の1から423の3まで、424の1から424の6まで、425の9の一部、425の10、426の1の一部、426の3、426の4、445の1から445の3までの各一部、446の1から446の11まで、446の12の一部、446の13の一部、446の14から446の16まで、447の2、447の4から447の11まで、447の12の一部、447の13から447の20まで、448の1から448の3までの各一

部、449の一部、450の一部、451の1から451の5まで、451の6の一部、451の7から451の24まで、452の2から452の10まで、453の4、453の6、453の7、453の9から453の11まで、454の12から454の14まで、455の7から455の9まで、455の13、455の14、455の23、455の27、455の30、455の54から455の58まで、456の1から456の3まで、456の5から456の11まで、458の7、459の3、459の4、460の2、460の4、460の7、460の8、462の1、463の3、466の19、466の20の一部、467の1から467の3まで、467の7、468の1から468の3まで、469の1、469の2、470の1、470の3から470の5まで、470の6の一部、470の7から470の9まで、471の1の一部、471の3、471の4、472、473の一部、474の1から474の4まで、475、476の1から476の7まで、477、478の1から478の8まで、479の1、479の3、479の4、479の6から479の8まで、479の10から479の13まで、479の15、479の16、480の1の一部、480の2の一部、480の3、480の4、481の2、482の7、482の12から482の14まで、482の17、482の18、482の26、483の1、大字向山字新田531の1の一部、532の37、532の38、535の1から535の4までの各一部、536の1の一部、大字今泉字稻荷前221の4、255の28、258の2、259の一部、262の1、262の4、262の47、大字今泉字台下609の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

#### 向山五丁目を画する区域

大字向山字新田526の1、526の10から526の12まで、527の1、527の2、527の7から527の12まで、528、529の1から529の4まで、530の一部、531の1の一部、531の2から531の4まで、538の一部、539の1から539の4まで、539の5から539の7までの各一部、539の8から539の14まで、539の15から539の20までの各一部、540の1から540の23まで、5

4 1、5 4 2 の 1、5 4 2 の 2、5 4 3 の 6、5 4 3 の 7、5 4 8 の 7、5 4 8 の 8、5 4 8 の 1 3、5 4 9 の 2 の一部、5 4 9 の 1 3 の一部、5 5 6 の 1 から 5 5 6 の 7 まで、5 5 6 の 1 0、5 5 7 の 1 から 5 5 7 の 8 まで、5 5 7 の 1 0 の一部、5 5 8 の 1 の一部、5 5 8 の 2、5 5 9 の 1 から 5 5 9 の 3 3 まで、5 6 1 の 1、5 6 1 の 1 0、5 6 1 の 1 8、5 6 1 の 2 5、5 6 2 の 1、大字今泉字稲荷前 2 5 5 の 3 の一部、大字今泉字台下 6 0 7 の 2 8、6 0 7 の 2 9、6 0 7 の 4 4、6 0 7 の 4 8、6 0 7 の 5 4、6 0 8 の 1、6 0 8 の 2、6 0 8 の 3 から 6 0 8 の 5 までの各一部、6 0 9 の 1 の一部、6 0 9 の 2 の一部、大字大谷本郷字北久保 6 9 3 の 2 の一部、6 9 3 の 3 の一部、6 9 3 の 6 の一部、大字川字新田 3 2 2 の 2、3 2 3 の 2、3 2 6 の 1、3 2 7、3 2 8 の 1、3 2 8 の 4、3 2 8 の 5、3 2 8 の 7 から 3 2 8 の 1 5 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

#### 今泉四丁目を画する区域

大字壺丁目字宮前 4 7 1 の 1 の一部、4 7 3 の一部、4 8 0 の 1 の一部、4 8 0 の 2 の一部、大字今泉字稲荷前 2 5 5 の 3 の一部、2 5 9 の一部、大字今泉字台下 6 0 8 の 3 から 6 0 8 の 5 までの各一部、6 0 9 の 1 の一部、6 0 9 の 2 の一部、大字川字基辻 2 8 7 の 9 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

#### 大字小敷谷字木戸に編入する区域

大字壺丁目字愛宕前 2 6 3 の 1 の一部、2 7 1 から 2 7 3 までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

#### 大字小敷谷字原通に編入する区域

大字壺丁目字愛宕前 2 9 0 の 2 の一部、3 0 0 の 4 の一部、3 0 1 の 1 の一部、3 0 1 の 2、3 0 1 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

(令和元年 9 月 1 日調査)

## 耆丁目東を画する区域

大字耆丁目字東原142の6、142の16から142の24まで、144の1、144の2、144の4から144の6まで、179の1、179の4から179の19まで、181の1から181の19まで、182の1、182の4から182の6まで、182の8、182の9、182の13から182の15まで、183の2から183の4まで、183の6、183の8、183の10、183の12、183の14、183の16、183の27、183の30、184の2、184の7から184の10まで、184の12から184の24まで、184の27から184の37まで、184の39、186の2、186の4から186の13まで、187の1から187の20まで、187の24から187の27まで、188の2、188の3、188の5、188の7から188の21まで、188の23から188の57まで、188の59、大字耆丁目字宮前431の2、431の3、431の5から431の10まで、431の16から431の21まで、431の29から431の33まで、431の35から431の50まで、441の4、441の10から441の20まで、大字向山字新田549の47から549の49まで、大字大谷本郷字北久保692の4、693の1及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

## 耆丁目西を画する区域

大字耆丁目字中198の7から198の9まで、199、200の2、大字耆丁目字愛宕前300の1、300の6、300の10から300の21まで、300の24から300の32まで、300の36、301の4から301の6まで、302の5、303の3、305の1、305の10、305の21、306、307の2、319の2、320の2、320の3、321の2から321の5まで、322の1から322の3まで、323の2、328の3、328の4、329の1、329の2、330の1、330の3、330の5、330の11から330の13まで、330の15、

3 3 1 の 1、3 3 1 の 2、3 3 2 の 2 から 3 3 2 の 6 まで、3 3 3 の 5、3 3 3 の 6、3 3 3 の 9、3 3 3 の 1 5 から 3 3 3 の 1 7 まで、3 3 5 の 2、3 3 6 の 2、3 3 8 の 2、3 3 9 の 2、3 4 1 の 4、3 4 2 の 1 4、3 4 3、3 4 4 の 2、3 4 5 の 2、3 4 6 の 3 6 から 3 4 6 の 3 9 まで、3 4 7 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

#### 老丁目南を画する区域

大字老丁目字新田前 5 4 の 2、5 4 の 7、5 4 の 9、5 5 の 1、5 5 の 3、5 5 の 6、5 5 の 8 から 5 5 の 1 4 まで、5 5 の 1 6 から 5 5 の 2 5 まで、5 7 の 3、5 9 の 2、5 9 の 3、5 9 の 5、5 9 の 6、6 0 の 1 から 6 0 の 3 まで、8 6 の 4 から 8 6 の 6 まで、8 6 の 8、8 6 の 1 1 から 8 6 の 1 8 まで、8 6 の 2 2、8 6 の 2 3、8 6 の 2 9 から 8 6 の 3 4 まで、8 6 の 3 7、1 1 5 の 2、1 1 6 の 2、1 1 7 の 2、1 1 8 の 1 から 1 1 8 の 4 まで、1 1 9 から 1 2 3 まで、1 2 4 の 2、1 2 5 の 2、1 2 6 の 2、1 2 7 の 2 の一部、1 2 7 の 4、1 2 8 の 2、1 2 8 の 3、1 2 9 の 2、1 2 9 の 3、1 3 0 の 1、1 3 1、1 3 2 の 2、1 3 3 の 2、1 3 4 の 2、1 3 5 の 1、1 3 6 の 1、1 3 7 の 1、1 3 8 の 2、1 3 8 の 9 から 1 3 8 の 1 1 まで、1 3 9 の 1、1 3 9 の 2、1 4 0 の 1、大字老丁目字東原 1 4 1 の 5、大字老丁目字中 1 2 8 の 4、1 9 4 の 3、1 9 5、1 9 6 の 1、1 9 6 の 2、1 9 6 の 5 から 1 9 6 の 8 まで、1 9 7 の 3、1 9 7 の 4、1 9 8 の 1、1 9 8 の 6、2 0 1 の 3、2 0 1 の 4、2 0 1 の 6 から 2 0 1 の 1 2 まで、2 0 3 の 2、2 0 4 の 2、2 0 5 の 2、2 0 6 の 2、2 0 7 の 2、2 1 1 の 1 から 2 1 1 の 9 まで、2 1 2 の 1 から 2 1 2 の 9 まで、2 1 6 の 4 から 2 1 6 の 6 まで、2 1 6 の 8 から 2 1 6 の 1 6 まで、2 1 7 の 6、2 1 7 の 7、2 1 7 の 9、2 1 7 の 1 1、2 1 7 の 1 3 から 2 1 7 の 1 8 まで、2 2 3 の 1 から 2 2 3 の 1 1 まで、2 2 4 の 1 から 2 2 4 の 1 2 まで、2 5 4 の 3、2 5 5 の 2、2 5 5 の 3、2 5 5 の 5、2 5 5 の 6、2 5 6 の 1 から 2 5 6 の 1 6 まで、2 5 6 の 2 0、2 5 6 の 2 1、2 5 7 の 1 から 2 5 7 の 8 まで、2 5 8 の 2、2 6 0 の 1、2 6 0 の 3、2 6 0 の 8 から 2 6 0 の 1 0 まで、2 6 0 の 1 2 から 2 6 0 の 1 8 まで、2 6 1 の 1、2 6 1 の 4 から 2 6 1 の 9 まで、大字老丁目字愛宕前 2 6 4 の 1、2 6 4 の 3 から 2 6 4 の 1 3 まで、

265の1、265の3から265の6まで、265の8から265の17まで、266の1から266の5まで、266の8、266の10から266の18まで、266の24、266の26、266の27、266の32から266の34まで、266の36、266の38、266の40から266の42まで、270の1から270の9まで、270の11から270の17まで、270の19から270の21まで、大字地頭方字三ツ塚401の1、401の6から401の11まで、402の1、402の2、403の1、403の2、404の1から404の5まで、405の1、406の1から406の6まで、406の8及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

#### 老丁目北を画する区域

大字老丁目字宮前402の13、402の16から402の22まで、402の24、402の25、402の29、403の10、403の16から403の21まで、406の4から406の9まで、406の11から406の13まで、410の1、410の2、410の10から410の14まで、410の16から410の24まで、410の26から410の28まで、410の30から410の39まで、410の41から410の43まで、410の45から410の90まで、411の2、411の7から411の12まで、413の13から413の22まで、413の24から413の26まで、413の29、413の31、413の33から413の35まで、413の38から413の40まで、413の42、413の44から413の46まで、413の48、413の50から413の53まで、422の3、422の5、422の7から422の14まで、454の2から454の11まで、455の3、455の10から455の12まで、455の15、455の17から455の22まで、455の24、455の28、455の29、455の31から455の53まで、455の59、458の5、459の1、459の2、460の1、460の3、460の5、460の6、460の9から460の11まで、460の13、460の14、461の1、464の3、479の2、479の5、479の9、479の14、481の1、482の1から482の6まで、482の8か



ら 4 8 2 の 1 1 まで、4 8 2 の 1 5、4 8 2 の 1 6、4 8 2 の 1 9 から 4 8 2 の 2 5 まで、4 8 3 の 2 から 4 8 3 の 6 まで

#### 向山五丁目を画する区域

大字老丁目字東原 1 7 9 の 3、大字向山字新田 5 2 7 の 1 3 から 5 2 7 の 2 6 まで、5 4 8 の 1、5 4 8 の 9 から 5 4 8 の 1 2 まで、5 4 8 の 1 5、5 4 8 の 1 7 から 5 4 8 の 2 3 まで、5 4 9 の 3、5 4 9 の 4、5 4 9 の 6 から 5 4 9 の 9 まで、5 4 9 の 1 1、5 4 9 の 1 2、5 4 9 の 1 4、5 4 9 の 1 6、5 4 9 の 1 8 から 5 4 9 の 4 6 まで、5 4 9 の 5 1 から 5 4 9 の 5 4 まで、5 5 0 の 6、5 5 0 の 8 から 5 5 0 の 2 4 まで、5 5 1 の 7 から 5 5 1 の 9 まで、5 5 6 の 1 1 から 5 5 6 の 2 1 まで、5 6 0 の 1 から 5 6 0 の 1 1 まで、5 6 0 の 1 8 から 5 6 0 の 2 1 まで、5 6 1 の 2、5 6 1 の 4、5 6 1 の 7、5 6 1 の 8、5 6 1 の 1 1、5 6 1 の 2 4、大字今泉字台下 6 0 7 の 1、6 0 7 の 4 から 6 0 7 の 1 8 まで、6 0 7 の 2 7、6 0 7 の 3 0 から 6 0 7 の 3 4 まで、6 0 7 の 4 3、6 0 7 の 4 5 から 6 0 7 の 4 7 まで、6 0 7 の 4 9 から 6 0 7 の 5 3 まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

#### 今泉四丁目を画する区域

大字今泉字稻荷前 2 2 1 の 3、2 2 1 の 5 から 2 2 1 の 4 3 まで、2 2 1 の 4 5、2 5 5 の 1、2 5 5 の 2、2 5 5 の 4 から 2 5 5 の 2 7 まで、2 5 5 の 2 9 から 2 5 5 の 4 2 まで、2 5 8 の 3、2 5 8 の 7 から 2 5 8 の 1 7 まで、大字向山字新田 5 3 2 の 1 から 5 3 2 の 3 6 まで、大字川字墓辻 2 8 8 の 5、2 8 9 の 1 4、2 8 9 の 1 5、2 8 9 の 1 8 から 2 8 9 の 2 3 まで、2 8 9 の 2 6 から 2 8 9 の 6 4 まで、2 8 9 の 6 6 から 2 8 9 の 7 2 まで、2 8 9 の 7 4 から 2 8 9 の 7 6 まで

#### 大字小敷谷字木戸に編入する区域

大字老丁目字中 2 6 1 の 1 0 から 2 6 1 の 1 7 まで

(令和元年 9 月 1 日調査)



諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求  
める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

千 葉 ふ み 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員千葉ふみ子氏の任期は、令和 2 年 3 月 31 日で満了となる  
が、同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委  
員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求  
める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

藤 波 政 明

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員藤波政明氏の任期は、令和 2 年 3 月 31 日で満了となるが、  
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法  
第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求  
める。

令和元年 12 月 11 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

野 田 正

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員野田正氏の任期は、令和 2 年 3 月 31 日で満了となるが、  
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法  
第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。